

## 大牟田市消防団協力事業所表示制度実施要綱

### (目的)

第1条 この要綱は、大牟田市消防団に積極的に協力している事業所又はその他の団体に対して、消防団協力事業所表示証を交付するために必要な事項について定め、もって地域の消防防災力の充実強化等の一層の推進を図ることを目的とする。

### (表示証の交付申請及び推薦)

第2条 協力事業所としての認定及び表示証の交付を受けようとする事業所等は、大牟田市消防団事業所表示証交付申請書(様式第1号)を市長に提出しなければならない。

2 消防団長等は、表示証を交付する事業所等について市長に推薦することができる。

### (認定基準)

第3条 市長は、前条に規定する申請について、次の各号に掲げる基準のいずれかに適合していると認めるときは、協力事業所の認定を行うものとする。

- 一 従業員が大牟田市消防団員として、2人以上入団している事業所等
- 二 従業員の消防団活動について積極的に配慮している事業所等
- 三 災害時等に事業所の資機材等を消防団に提供するなど協力をしている事業所等
- 四 その他消防団活動に協力することにより、地域の消防防災体制の充実強化に寄与しているなど、市長が特に優良と認める事業所等

### (審査)

第4条 市長は次の各号のいずれかに該当する場合、前条の基準に適合するかどうかについて審査を行うものとする。

- 一 申請又は推薦があった場合
- 二 市長が消防団活動に協力している事業所等であると特に認めた場合

### (表示証の認定・交付等)

第5条 市長は、審査の結果について、大牟田市消防団協力事業所表示証認定・非認定通知書(様式第2号)により通知するものとする。

- 2 市長は、審査の結果、協力事業所の認定を行ったときは、当該事業所等(消防関係法令に違反している事業所は除く。)に表示証(様式第3号)を交付するものとする。
- 3 協力事業所として認定した事業所等が他の市町村にある場合は、協力事業所が所在する市町村と協議の上、表示証を交付するものとする。

### (表示証の表示)

第6条 協力事業所は、表示証を交付した市町村等名、交付された年月等を付して、表示証を表示することができる。

- 2 表示証は、次に掲げる場所等に表示するものとする。
  - 一 表示証を交付された事業所等の見えやすい場所
  - 二 パンフレット、チラシ、ポスター、看板、ホームページその他の広告
- 3 表示できる表示証の様式については、前条に掲げる様式第3号のほか、様式第3号の寸法を同率に拡大又は縮小したものとする。

(表示証交付整理簿)

第7条 表示証の交付に際して、市長は、大牟田市消防団協力事業所表示証交付整理簿(様式第4号)を備え付け、表示証の交付に関する事業所の名称、住所、有効期間等の必要事項を記録するものとする。

(表示有効期間)

第8条 表示の有効期間は、原則として、認定の日から翌年度の末日又は第9条の規定による認定の取消しの日までとする。ただし、協力事業所が総務省消防庁消防団協力事業所表示証(以下「総務省消防庁表示証」という。)の交付を受けた場合は、表示の有効期間は、総務省消防庁消防団協力事業所の総務省消防庁表示証の交付を受けた日から2年間とする。

- 2 表示証の表示の効力が失効した事業所等については、第6条に規定する表示を行うことができない。
- 3 市長は、認定の日から翌年度の末日を経過する前に協力事項の現状及び表示の継続の意思を確認した上で、認定を更新できるものとする。

(認定の取消し)

第9条 市長は、協力事業所が事業を廃止又は休止したとき、第3条に規定する基準を満たさないこととなったとき、偽りその他不正な手段により表示証の認定を受けたとき、又はその他協力事業所としての表示が適当でないと認めるときは、当該認定を取り消すことができる。この場合において、市長は、相手方に対し、当該認定を取り消しの理由を大牟田市消防団協力事業所表示証交付取消通知書(様式第5号)により通知するものとする。

- 2 前項の規定により協力事業所の認定を取り消された事業所等は、速やかに、表示証を市長へ返還しなければならない。
- 3 前項に規定する協力事業所の認定を取り消された事業所は、速やかに表示している広告の回収その他の必要な措置をとらなければならない。

(協力事業所の公表)

第10条 市長は、協力事業所の名称、大牟田市消防団への協力内容、その他の事項について、広報紙等により公表するものとする。

(協力事業所の表彰)

第11条 市長は、協力事業所を大牟田市消防表彰規定(昭和27年9月1日 告示第98号)に基づき表彰することができる。

(その他)

第12条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の実施について必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。